

国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (緊急手術等手当)</p> <p>第13条の2 緊急手術等手当は、医学部附属病院に勤務する教員又は医員（以下、「教員等」という。）が、週休日及び休日以外の日の午後5時15分から午前8時30分までの間又は週休日若しくは休日において、緊急に行う手術その他の診療業務を開始した場合に支給する。ただし、初期診療・救急科又は<u>救急部</u>に所属する教員等には支給しない。</p> <p>2 前項の手当の額は、その業務1回につき、次の表に掲げる手術その他の診療業務の区分に応じた額とする。</p> <p>表 (略) (後 略)</p>	<p>(緊急手術等手当)</p> <p>第13条の2 緊急手術等手当は、医学部附属病院に勤務する教員又は医員（以下、「教員等」という。）が、週休日及び休日以外の日の午後5時15分から午前8時30分までの間又は週休日若しくは休日において、緊急に行う手術その他の診療業務を開始した場合に支給する。ただし、初期診療・救急科又は<u>救命救急センター</u>に所属する教員等には支給しない。</p> <p>2 前項の手当の額は、その業務1回につき、次の表に掲げる手術その他の診療業務の区分に応じた額とする。</p> <p>表 (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年3月総長裁定) この細則は、令和6年4月1日から施行する。</p>